

戦争法に反対し、憲法を生かし、  
府民の暮らしと地域経済を守る府政を

# 2016 年度京都府予算 に関する申し入れ

2015 年 11 月 4 日

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪義由紀

## はじめに

安倍内閣は、国民大多数の反対の声を無視して集団的自衛権の行使を可能とする戦争法（安保法制）を強行しました。これは、立憲主義と戦後70年の平和な歩みをくつがえし、日本を戦争する国に変えるものであり、断じて許されません。

さらに安倍内閣は、高浜原発の再稼働、消費税10%への増税、沖縄辺野古への米軍新基地の建設、TPP交渉妥結など国民多数の反対の声を無視した政治を強行しています。

こうした中で府民生活と地域経済の困難がますます増大しています。京都府内の中小企業の73%、1千万円以下の資本金の企業では86%が赤字経営であり、「マイナンバー」制度での新たな負担が経営困難に拍車をかけています。京都府の非正規労働者は43%をこえ、実質賃金は25カ月連続でマイナスが続いており、府民生活の厳しさが増えています。労働者派遣法の改悪によって、さらに非正規雇用が拡大する恐れがあります。京都府の合計特殊出生率は1.24で、3年連続で全国ワースト2位となっており、子育てしにくい社会となっています。介護保険の改悪により要支援が保険から外されるなど「保険あって介護なし」の事態が広がっています。農林水産業もTPPの「大筋合意」によって、大きな打撃をうける恐れが出ています。

しかし、戦争法の強行をはじめ安倍内閣の暴走に対して、自主的自発的に運動に立ち上がった青年をはじめ、広範な府民のみなさんの戦争法廃止、憲法と暮らしを守るたたかいが大きく発展しています。日本共産党京都府議会議員団は、戦争法廃止、安倍内閣の暴走政治に反対する共同したたたかいに取り組むとともに、戦争法廃止・立憲主義回復の国民連合政府を実現するために全力をあげて奮闘するものです。

今求められるのは、憲法と府民の立場で国にモノを言い、自治体本来の役割を果たすことです。2016年度の京都府予算の編成にあたっては、安倍内閣の戦争法強行、国民犠牲の政治に追随する姿勢を改め、住民福祉向上の自治体本来の役割を發揮し、府民の立場からしっかりと国に意見を述べるとともに、各界各層の府民の切実な要望を踏まえ、府民の命と暮らし、地域経済、そして憲法9条を守ることを基本とすべきです。

日本共産党府議会議員団は、府民の願いに積極的にこたえ府民が主人公の府政とするため、以下の重点・各分野の要望を提案し、予算編成に反映するよう申し入れるものです。

## 重点要望

### 1. 安倍内閣の暴走への追従をやめ、憲法と平和、暮らしを守る府政を

- ①憲法違反の戦争法の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、立憲主義の回復を政府に強く要望すること。また、それにふさわしい行動を府民とともに行うこと
- ②京丹後の米軍レーダー基地は、日米防衛協力指針（新ガイドライン）に位置付けられ、自衛隊がアメリカに向けられたミサイルを迎撃する集団的自衛権行使の最前線基地となることが明らかとなった。また「地元住民への丁寧な説明と理解を求める」との住民との安心安全の約束が次々反故にされており、米軍レーダー基地の撤去を直ちに求めること。また「安心安全連絡会」については一般住民に公開し、開催も実情に応じて行うこと。米軍レーダー基地に関する住民説明会を速やかに開催し、NPO法人京丹後市日米友好協会に対する財政支援は行わないこと。
- ③高浜原発 3.4 号機については、福井地裁が「重大事故を防ぐ保障がない」として運転差し止めの仮処分決定を行っており、また実効性ある避難計画ができておらず、再稼働を認めず反対すること。府民多数の願いにこたえ原発即時ゼロの政治決断を行い、高速増殖炉もんじゅをはじめとした原発の廃炉を国・電力事業者に求めること。使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設を認めないこと。
- ④府民生活と地域経済のきびしい現実を踏まえ、消費税 10%への増税計画を中止するよう求めること。社会保障充実の財源は、大企業への法人税の増税や軍事費の削減などによって賄うよう求めること。
- ⑤TPP交渉の「大筋合意」がなされたが、コメ 7 万 8400 トンの無関税輸入枠や乳製品・牛肉などあらゆる品目の関税の大幅削減・撤廃をはじめ医療・官公需発注・雇用など京都農業と地域経済、府民生活に大打撃となるものであり、府として影響調査を行うとともに、TPP協定の調印の中止と撤退を求めること。
- ⑥10 月から国民への「通知カード」の郵送が始まったマイナンバー制度は、国や自治体が国民一人ひとりを管理し、徴税強化と社会保障負担の削減をねらいとしており、情報漏れとプライバシー侵害の危険が大きいばかりか、中小企業に多額の負担を強いるものであり、実施の中止を国に求めること。

### 2. アベノミクス地方版としての「地方創生」でなく、住民が主人公の地域づくり、地域経済の振興を

- ①安倍内閣のアベノミクスは、「企業が世界一活動しやすい国」をつくることを目的として、財界・大企業の成長を最優先に規制緩和や公共投資を進めるものであり、「新三本の矢」も法人税の減税と消費税 19%への増税、社会保障予算削減という財界の要望を具体化するためのものであり、住民生活向上と中小企業、地域経済の振興につながらない。こうしたアベノミクスの地方版としての「地方創生」の事業具体化を改め、住民が主人公の地域づくりや地域経済振興をはかる基本方針と計画を策定すること。

- ②「北部連携都市構想」は、「フルセット自治体を支援するものでない」とされ、各市町の特徴の一部を取り出し連携させ、それを京都府が支援しようとするものであり、基礎自治体をこわし、周辺とされた地域の切り捨てにつながるものである。合併押し付けに続いて自治体や地域の持続可能性をこわすやり方は見直し、今ある地域や自治体の振興発展をはかるやり方に改めること。
- ③市町村をまたぐ「コンパクトシティ」や「小さな拠点づくり」、「小中学校の統廃合」は、公共施設や小中学校、住民生活に関わる事業を選択と集中で廃止縮小し、周辺地域や住民生活、コミュニティの切り捨てをすすめるものであり改めること。すべての地域の住民生活と地域経済の振興、地域づくり、既存の小中学校の教育活動などを応援する取り組みに転換すること。
- ④「文化首都」「双京構想」は、「東京一極集中の是正」を名目として大企業中心の再開発を進めるものであり改めること。また文化庁・日本芸術文化振興会や国際観光振興機構を小学校跡地や府市有地に誘致しようとしているが、地域住民の財産の活用は住民を主人公に検討すべきである。
- ⑤地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を策定し、中小企業の経営の下支えをはかるために省エネ設備や設備投資、商店リフォームなど固定費に対する助成制度を抜本的に拡充すること。また仕事おこしに効果の高い住宅リフォーム助成を制度化するなど、地域循環のための切れ目のない支援を行うこと。
- ⑥若者が未来に明るい希望をもって暮らせるよう大企業に正規雇用拡大の計画策定を求めること。中小企業の正規雇用拡大に対して補助制度を創設すること。ブラック企業ブラックバイト根絶宣言を行い、大手チェーン店や青年の相談が多く寄せられる業界に対して実態調査を実施するとともに、労働局と連携してブラックな働き方を根絶する指導を強化すること。公契約条例を制定し、下請けで働く末端の労働者まで設計労務単価の 8 割程度の賃金を保障するよう義務付けること。「生涯ハケン」「正社員ゼロ」をもたらす労働者派遣法の改悪を撤回し、中小企業への支援のもとに最低賃金を 1000 円以上に引き上げるよう国に求めること。
- ⑦環境破壊と地元自治体に過大な負担を強いるリニア新幹線、北陸新幹線の延伸、山陰新幹線、新名神、鳥取豊岡宮津高速道路など莫大な国民負担増を無視した過大な大型公共事業計画は行わないこと。
- ⑧京都府豊かな森を育てる府民税（仮称）については、木材の輸入自由化をすすめ予算の大幅削減で森林の荒廃をすすめてきた国の責任で森林保全や林業振興をはかるべきであり、消費税増税や社会保障削減などにより府民の暮らしがきびしい中での新たな府民負担増は許されず、新たな府民税の創設はやめること。
- ⑨豪雨による河川の氾濫や山崩れなどの災害防止対策を抜本的に強化し、災害に強い地域づくりを進めること。府管理河川の改修計画、山崩れ・土砂崩れ危険個所の防災計画、総合治水計画を策定し、予算を増額し計画的に着実に執行すること。

### 3. 自治体の役割を解体する府政運営を改め、公的責任を果たす府政を

- ①「府民満足最大化・京都力結集プラン」については、これ以上の府職員の削減を行わず、府職員の計画的な増員や広域振興局・土木事務所の体制強化を行うこと。公債費が年々増加し、府債残高が 2 兆円を超え、うち 7000 億円が臨時財政対策債となっており、府債の適正管理を行うこと。

- ②「京都スタジアム（仮称）」の建設計画は、治水や環境面、亀岡市の都市公園条例の建設面積に違反するなど大きな問題があるにもかかわらず、6月議会で建設予算を強行し、法令も無視してごり押しするなど強引な府政運営を改め、計画を白紙撤回すること。
- ③住民福祉の向上を目的とした府政のあらゆる分野の事業立案や計画づくり、執行体制を、企業の利益追求を前提とした「デザインビルド」や「公募型プロポーザル」で丸投げすることは、自治体本来の公的責任と役割を放棄し、府職員の専門性とその蓄積を著しく低下させるとともに、不透明で過大な税金の支出にもつながりかねないものである。このような府政運営を改め、最大限府の責任と人材で行政執行できる体制を確立すること。
- ④府職員的大幅削減が府政の停滞をもたらし、災害復旧事業や公募型公共事業等が計画年度内に執行が大幅に遅れる状況にある。土木事務所の技術職員の増員を計画的に行い進めること。府職員的大幅削減をやめ、計画的に増員し非正規雇用の解消をはかること。
- ⑤北山文化環境ゾーン計画については、にぎわいやエンターテイメント性の追求ではなく、植物園や資料館の本来の役割を最大限発揮できるよう整備し、専門職員の増員や養成に力を入れること。資料館については、世界記憶遺産となった東寺百合文書をはじめ極めて貴重な資料の保存に万全を期すとともに、専門的なレファレンス業務を充実させるため民間委託を行わず、跡地活用については府民の要望に応え、安易な売却をしないこと。
- ⑥トップダウンの府政運営を改め、憲法と地方自治法にもとづき府職員の英知と創意を踏まえ、住民主役の府政運営に転換すること。

#### **4. 誰もが安心できる社会保障、どの子も大切に伸ばす教育を**

- ①今年度から始まった介護保険制度の全面的な改悪に対して、介護を必要とするすべての方に必要な介護の提供、国庫負担による地域生活支援基盤の整備をすすめるよう国に求めること。府独自の負担軽減対策を行うこと。介護報酬の削減の撤回、介護労働者の賃金大幅引上げを国に求めるとともに、介護労働者の待遇改善へ府独自制度を確立すること。
- ②年金の削減やお年寄りの医療費値上げの撤回を国に求めるとともに、府独自の老人医療費助成制度を75歳まで拡充しさらに1割負担に戻すこと。医療費の削減のための国民健康保険の都道府県一元化に反対し、高すぎる国民健康保険料の値下げへ市町村を支援し、保険証の取り上げと資格証明証の発行をただちにやめるよう助言すること。
- ③子どもの医療費助成制度は、月3000円の負担をなくすこと。激増する虐待相談に対応するため児童相談所の専門職員を計画的に増員し、京田辺支所に一時保護所を早期に設置するとともに、既存の児童相談所と一時保護所の施設の改修を進めること。
- ④鴨沂高校夜間定時制の募集停止、京都市による定時制の統廃合などの計画を見直し、生徒の教育権を保障すること。
- ⑤府立高校と分校が地域で果たしてきた教育的役割を踏まえ、学校統廃合の検討はやめること。
- ⑥高すぎる大学の学費値下げ、給付制の奨学金の創設、無利子奨学金の拡大などを国に求めること。本府としても、奨学金の利子補給や給付制奨学金制度を創設すること。

⑦府南部への特別支援学校の新設にあたっては、保護者や教職員の声をよく聞き、早期に建設すること。開校までの期間について、分校・分教室など過密化対策を直ちに行うこと。向日が丘・与謝の海支援学校などの老朽校舎の抜本的改修や寄宿舍の整備・充実を行うこと。

## 各分野の要望

### 1. 中小企業の下支え・成長支援、正規雇用の拡大で地域循環型経済を

- ①京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- ②中小企業会館は、資金力の乏しい中小企業団体の活動を保障し、地域経済振興の重要な拠点として、耐震補強工事を行い、引き続き存続・発展させること。同時に中小企業会館に入居している団体が、今後建設される経済センターに移転希望した場合は、事務所面積や賃貸料、会議室の確保など現状の条件を維持すること。
- ③西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急な実態調査を行うこと。伝統産業振興のために予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業費の通年化や後継者育成制度の確立等に取り組むこと。技術や材料の消滅の危機にある業種・業界については、業界の意見を聞き、行政を挙げて対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成をはかること。
- ④北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの技術職員の増員、検査機器設備の拡充など引き続き体制強化をはかり、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。同時に、府域全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。
- ⑤府の行う公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により、仕事確保をはかること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。
- ⑥公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とし、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げる等改善すること。入札の実施にあたっては、共同入札の30社以上という制限を改善し、土木事務所単位で実施すること。
- ⑦大型店と大企業の系列店のこれ以上の進出を規制し、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるようにするため、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかり、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑧制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行う仕組みに変えること。中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興をはかること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低

利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。また、制度融資利用にあたって、延納等で納税している事業者については、制度融資資格者として、資金需要にこたえられるように改善すること。

- ⑨中小企業あんしん借換融資について、5号の指定業種について前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。信用保険制度の責任共有制度を撤回するように国に求めること。
- ⑩京都府の最低賃金が807円に引き上げられ、「業務改善助成金」の支給対象外となっており、支給条件の時給800円を引き上げるよう国に求めること。
- ⑪雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑫障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、すべての高齢者雇用に取り組む団体を支援すること。

## 2. TPP 批准に反対し、京都の農林漁業の抜本的振興を

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的計画を策定し、抜本的な対策の強化をはかること。京都府農林水産技術センターの専門職員体制の充実、設備の充実をはかること。
- ②コメの価格下落対策のため、過剰米の市場隔離を行ない、少なくとも生産費（16000円／60キロ）を補償し、需給調整に直ちに乗り出すよう、政府に求めること。府独自にもコメの価格保障、所得補償を検討し、とりわけ特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。
- ③コメ直接支払交付金の4年後廃止を撤回し、農業委員会の公選制維持と活動支援の強化をはかるよう国に求めること。
- ④農地中間管理機構の運営において、府外大企業が広大な農地取得希望を出しているが、農地の借受・取得は地域の農業者優先ですすめること。
- ⑤「京力農場プラン」については、「担い手」として一部の大規模経営者だけでなく、兼業も含めた多様な家族経営、小規模経営についても維持・発展をはかること。農業機械更新については、法人以外にも助成を拡充すること。
- ⑥新規就農支援対策については、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策などをはかるとともに、技術支援や販路の拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的に支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講ずること。
- ⑦鳥獣被害対策をさらに拡充し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、モンキーダッグ育成への補助、狩猟免許



取得への支援など、従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行うこと。「特定鳥獣保護管理計画」の実施にあたり、科学的で適切な個体管理を行い、シカやイノシシ、クマ等の生息数を正確に調査し、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。鳥獣の生態や有効な大量捕獲技術の研究、確立および普及をすすめること。捕獲処分施設の建設や維持管理、シカ肉活用への支援を強化すること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。

- ⑧都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興をはかること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。
- ⑨中山間地直接支払い制度の積極的活用をはかり、実施状況調査をもとに必要な拡充、改善を政府に求めること。いわゆる「限界集落」をはじめ、存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落の存続・再生の担い手対策として「命の里」再生事業の拡充、「里の仕事人」の増員・実施年限の延長など抜本的強化をはかること。
- ⑩ビニールなどの資材や燃料、肥料、飼料、電気料金などの値上がり対策を行うこと。
- ⑪飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑫外国産木材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- ⑬森林の適正な管理に関する条例については、森林災害を未然に防止するため、森林組合への支援や府の職員体制を強化し、森林の実態把握をすすめ、所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- ⑭茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化への支援をいっそう強化すること。
- ⑮育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に求めるとともに、担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、海業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、定置網の更新への支援、燃油対策などを行うこと。
- ⑯「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかること。市町村ごとの消費者相談窓口への支援強化を行うこと。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。農水産物の放射能汚染について引き続き検査を実施すること。
- ⑰国産牛のBSE対策として実施されていた全頭検査の復活を国に求めるとともに、府も全頭検査を復活すること。

### 3. 社会保障の改悪に反対し、いのちと暮らしを守る府政を

- ①地域包括支援センターへの支援、コミュニティーソーシャルワーカーの配置等を行うこと。特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図ること。介護保険の保険料と利用料の負担を軽減すること。介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、いっそうの賃金・労働条件等改善へ、介護保険とは別建ての恒久的な支援策を国に求めること。
- ②障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額を国に求めること。家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。高齢障害者の介護保険優先を改めること。
- ③京都府障害のある人もない人も共にいきいきと安心して暮らせる社会づくり条例にもとづく府民向けパンフレットやガイドラインは、障害当事者の意見を反映したものに見直すこと。また、調整委員会の人選においても障害当事者からも選出すること。
- ④京都府南部に障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備すること。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ⑤地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。府立舞鶴子ども療育センターの整備にあたっては、「府北部の障害児療育の拠点」にふさわしい医師をはじめとする専門職員の人員体制の充実をはかり、児童発達支援やショートステイ事業、入院から在宅への移行支援、幼稚園や保育所、小中学校への巡回支援事業などを充実すること。
- ⑥京都府福祉医療制度について、所得制限を強化しないこと。重度心身障害児・者医療制度について、療育手帳Bも対象とするなど拡充すること。
- ⑦引き下げられた生活扶助基準を元に戻し、冬季加算の削減の撤回、高齢加算の復活と夏季加算の実施を求めること。住宅扶助基準の引き下げを見直し、生存権保障にそった住まいの提供ができるよう国に求めること。見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行うこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口申請用紙を置き、保護の決定については、法定期限の2週間以内に決定するよう助言すること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行わないようにすること。本人の意思を無視したりバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し改善すること。
- ⑧府内関係機関と連携した自殺対策の強化を行うこと。
- ⑨桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきものであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設の整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。

- ⑩国民健康保険の都道府県単位の一元化は見直し、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的に増額するよう国に求めるとともに、市町村への独自支援を強化すること。すべての加入者に保険証を交付するとともに、滞納者へは納付相談を丁寧に行ない、一律的な滞納処分を行なわないよう助言すること。無保険者の実態を把握すること。国民健康保険一部負担金減免制度を積極的に活用するよう市町村へ助言すること。保険医療機関における窓口一部負担未回収問題について、財政支援の仕組みを検討するよう国に求めること。
- ⑪後期高齢者医療制度の速やかな廃止と保険料の引き下げ、70歳から74歳の窓口負担を1割に引き下げるよう国に求めること。
- ⑫京都府立医科大学附属北部医療センターの脳外科医の確保をはじめ、府北部地域における医師確保対策を強化し、脳卒中や心筋梗塞などの重篤な救急患者に適切な治療が行えるようにすること。
- ⑬医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国に求めること。本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支援対策を講じること。
- ⑭民間保険医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。災害を受けた医療機関に対し、損傷した医療機器の再購入等に対する支援を行うこと。
- ⑮府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所の開設にあたっては病児保育と同様に直営とすること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。
- ⑯危険ドラッグ等薬物依存症患者や認知症患者の受け入れなど、府立洛南病院の新たな機能の拡充にふさわしい、医師、看護師などの増員を図ること。府北部医療センターや公立南丹病院に精神科病床を整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑰総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。
- ⑱肝炎対策基法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備、治療費への公的支援制度の確立を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑲難病の患者に対する医療等に関する法律にもとづく医療費の助成については、自己負担をなくし、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた特定疾患患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談

支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。  
脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。

- ⑳ 高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。府北部にも高次脳機能障害支援センターを整備すること。
- ㉑ 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策の推進をはかること。  
腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。  
災害発生時における、透析患者の受け入れ体制の構築をはかること。
- ㉒ 「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に派遣し周産期医療サブセンターとしての機能を回復させるとともに、府南部地域など府内医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ㉓ 「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- ㉔ アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行うこと。

#### 4. 貧困から子どもを守り、ゆきととどいた教育、子育て支援の拡充を

- ① 子どもたちを競争に追い立て、「できる子」「できない子」に分ける習熟度別授業をやめ、「京都市少人数教育」を見直し、正規職員を増やし、30 人学級を実現すること。また、教室不足の解消を国に求めるとともに、府として支援を行うこと。
- ② 競争教育に拍車をかける「学力診断テスト」を是正するとともに、全国の学校に点数で序列をつける「全国一斉学力テスト」の完全な中止を求め、テスト結果は公開しないこと。学校と教職員を、いっそう激しい管理と競争に追い立てる「学校評価制度」や「教職員評価制度」を見直すこと。
- ③ いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難に対して、スクールカウンセラーの全校配置をはじめ学校現場の支援・相談などの体制をいっそう強化すること。
- ④ 教職員定数の2割を占める定数内・外の臨時教員、定数内の常勤講師はすみやかに正規採用し、非常勤講師も計画的に正規雇用へと改善すること。また、全ての学校に専科教員を配置し、養護教員、事務職員の複数配置、職員および専任の図書館司書の全校配置など、教職員定数・配置の抜本改善をはかること。希望する全ての学校に、スクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ⑤ 義務教育における教育費の保護者負担の軽減をはかり、就・修学援助制度を拡充すること。義務教育費国庫負担制度を堅持して、教育の機会均等、教育水準の確保と無償制の原則という責務を果たすよう、国に求めること。
- ⑥ 全員制のあたたかい給食をすべての小中学校で実施できるよう、市町村に対して財政的措置もふくめた支援制度を創設すること。食育の充実に欠かせない栄養教諭の全校配置を行なうこと。

- ⑦子どもたちが高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の収容率を高め、どの学校を選んでも格差のない教育を保障すること。公立高校の普通科を減らさず、「特色化」など子どもを選別する方向を抜本的に見直し、前期選抜制度については直ちに廃止すること。通信制で廃止された補食費への補助を復活させること。
- ⑧公立高校授業料不徴収の所得制限の撤回、高校教育の無償化を国に求めること。高等学校等の保護者負担の軽減や通学費補助の拡充、給付制奨学金も含めた各種奨学金制度の充実をはかるとともに、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑨府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等課程、各種専門校、他府県本校の通信制高校生も対象とし、生徒への直接助成とすること。国に対し、私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう求めること。
- ⑩特別支援学級の定数改善を国に求めるとともに、本府においても1クラス8人という基準について、実態にあった改善措置を行うこと。通級指導教室のさらなる拡充を行うこと。高校や私立学校を含むすべての学校に、特別支援コーディネーターの専任化を含む必要な教職員を配置すること。
- ⑪府立学校の耐震工事やバリアフリー化、老朽校舎の改修を、早急に府の責任ですすめること。また、市町村への支援も行うこと。子どもたちへの科学的な防災教育（原発・放射能災害をふくむ）をすすめること。通学路の安全対策を強化すること。
- ⑫同和奨学金償還対策事業は廃止すること。
- ⑬文化・芸術、スポーツ、社会教育にかかわる府民利用施設は、計画的に整備・充実を進め、府民が利用しやすいように安価な施設利用料・駐車料とすること。府内の小中高校、子どもたちを対象にした舞台公演・鑑賞創作活動等への支援事業を抜本的に拡充させること。
- ⑭憲法を守り、教育の自由と自主性を保障すること。また、「内心の自由」を侵害し、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制を止め、侵略戦争を美化する教科書を採択しないこと。
- ⑮18歳選挙権の実施と、生徒の政治的活動を全面禁止している文科省1969年通知の撤回にともない、民主的な主権者教育、市民教育を学校教育で保障するよう国に求めること。教員には、教材も含めて教育内容について教員の裁量を保障し、政治を自由に語り合える環境を保障すること。
- ⑯公立大学法人について、大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動の向上を保障するため、府として大学法人への支援を財政措置も含めしっかりと行なうこと。府立大学の老朽校舎の整備、耐震をふくめた改修を急ぐこと。府立2大学の授業料減免措置を拡充すること。
- ⑰子ども子育て新支援制度により障がい児や短時間保育などの子どもが排除されないよう努めること。第三子以降の幼稚園・保育所の保育料無償化は所得制限をなくすこと。
- ⑱男女ともに子育てしながら働きやすい環境整備のため、有給休暇や労働時間短縮など労働条件の改善にむけ、労働局と連携して、企業への指導・援助を強めること。
- ⑲家庭支援総合センターの職員体制を拡充すること。また、乙訓地域や南丹地域に新たに児童相談所を設置すること。また一時保護所を京田辺の分室にも設置すること。被虐待児童と家族への総合的支援が可能となるよう児童福祉司等専門職員を増員し、体制を拡充すること。市町村の家庭児童相談室への支援を強化すること。

- ②子ども発達支援センターは、ADHD・学習障害・高機能広汎性発達障害など障がい児の早期発見・早期療育体制を確立するため、医師や専門スタッフを増員し、診療・療育・相談体制をいっそう拡充・強化すること。センターへの交通手段の改善と保育室の設置を行うこと。舞鶴子ども療育センターと花ノ木医療福祉センターの療育体制を支援すること。
- ③小規模学童保育の支援を復活させるとともに、大規模学童保育所の解消を支援すること。障がい児を含む学童保育体制の抜本的整備、保育料の軽減や1人親家庭への支援の強化に努めること。本府の中高生を対象とした障害児放課後サポート事業を拡充すること。障がい学童への季節療育の拡充を行うこと。
- ④配偶者暴力相談支援センターの体制を強化するとともに、府北部、南部に同センターを設置すること。公営住宅母子優先入居枠の拡大、民間シェルターへの財政支援など、被害家庭への総合的支援体制を確立すること。
- ⑤児童ポルノによる被害児者を一人もつけないために、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること。被害児者の支援体制を強化し、人的体制も拡充すること。

## 5、原発ゼロ、災害に強い安心安全な京都のまちづくりを

- ① 京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）については、30 kmの範囲に限定せず、府内全体を対象とするなど、さらなる見直しを行うこと。資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すなど、府の責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ② 東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、府営住宅への入居の延長・甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための交通費負担など、支援を強化すること。
- ③ 初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。事故発生時のヨウ素剤配布について引き続き拡充を行い、住民とりわけ子どもたちへのヨウ素剤投与が迅速にできる体制を構築すること。
- ④ 原発に頼らずに低炭素型のエネルギー構造への転換を進めるため、再生可能エネルギー基本条例を制定した京都府として、再生可能エネルギーを本府の基幹産業として位置付け、中小企業と地域経済の活性化につなげること。そのためにも飛躍的な普及のため、太陽光パネル発電の目標達成、地域内に存在するエネルギーを積極的に活用すること。
- ⑤ 太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ⑥ 発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先のアクセス原則、固定価格買い取り制度の充実などを国と電力事業者に求めること。
- ⑦ 「地球温暖化対策推進計画」の2011年度以降の温室効果ガス排出量削減目標と計画は、原発の稼働を前提とせず見直しを行うこと。市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協

議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。

- ⑧ 化石燃料依存の発電は当面最小限にし、電力確保と CO2 カットの両面から取り組むこと。大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑨ 府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間 830 万トンもの CO2 を排出する舞鶴石炭火力発電所の 1・2 号機の操業停止を関電に求めること。発電所等の CO2 排出は、EU 等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑩ 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立ち入り検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取ること。
- ⑪ 城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃は完全に撤去させること。採取地の井戸から水銀等汚染物質の検出が続き住民の不安が高まっている。汚染原因の究明を進めるなど地下水汚染対策を強化すること。汚染土壌の運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に万全の対策を講じること。また、法令、条例の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止をはかること。
- ⑫ ゴミの発生を設計・生産段階から削減する拡大生産者責任を明確にしていない家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法などの改正を国に強く求めるとともに、府としても市町村に対する積極的な援助を行うこと。
- ⑬ 天ヶ瀬ダム再開発トンネル工事の掘削土から砒素・鉛、木幡池の導水路掘削土から砒素が検出されるなど相次いでいる。国、自治体の工事等の環境対策を強化すること。市町村の廃棄物焼却施設の老朽化対策、施設更新の対応が急がれており、財源確保も含む支援策を講じること。
- ⑭ ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑮ アスベスト被災の責任と被災者救済への補償を国に求めること。国の石綿飛散防止対策の規制強化に伴い、「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006 年以前の全ての建築物の解体・改修を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない現場への立ち入り等を実施し、解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する府補助制度を創設すること。
- ⑯ 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- ⑰ 「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民啓発や無秩序な開発規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑱ 海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。

- ⑲ 発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。南海トラフ巨大地震の市町村別の被害想定をの周知をはかること。日本海側の津波予測を見直し、防災・避難の総合対策を講じること。
- ⑳ 迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急無線のデジタル化等市町村の防災対策を支援すること。また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- ㉑ 学校・公共施設、幼稚園・保育所等児童福祉施設、病院・特養等医療・介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。耐震診断制度を交通費も含め無料化すること。
- ㉒ 淀川水系河川整備計画は、多くの専門家、流域住民の反対意見を押し切って策定されたが、天ヶ瀬ダムの1500トン放流などによって宇治川堤防の決壊、内水氾濫の危険性がある。また、景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業であり、天ヶ瀬ダム再開発の中止、計画の見直しを国に求めること。大戸川ダムの凍結解除は行わず中止すること。
- ㉓ 由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を強力に国に働きかけるとともに、減少している河川改修予算の増額をはかり、府管理河川の整備を急ぐこと。また、ダムの操作・運用は、予備放流の適切な実施など洪水対策に万全を期すこと。内水氾濫防止に向け、中小河川の内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じること。
- ㉔ 住民理解のもと土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム、治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、流木等の防止対策を抜本的に強化すること。
- ㉕ 舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ㉖ 生活再建支援制度の拡充を国に求めるとともに、本府の被災者住宅再建支援事業は、小規模災害も対象とするなど拡充すること。また、グループ助成を適用するなど中小企業・農業再建支援事業等を拡充し、恒久化すること。
- ㉗ 交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる京都市内高速道路3路線は計画を廃止し、阪神道路株式会社から撤退すること。新名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ㉘ 高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の危険箇所の解消、歩行者安全対策を緊急に行うこと。
- ㉙ 鉄道駅のバリアフリー化促進のため、関係市町村、鉄道事業者と連携し整備を急ぐこと。踏切の改良、ホームに安全柵の設置等安全対策を早急に講じること。JR奈良線複線化事業促進、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。
- ㉚ 「京都府住宅基本計画」を見直し、府営住宅の新規建設を行ない府民の入居希望に応えること。エレベーターの設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費の徴収の在り方を見直すこと。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。



- ③① 地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
- ③② マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充をはかるとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ③③ 旭化成建材によるくい打ち工事のデータ改ざんが相次いで発覚している。施行管理等徹底調査を求め、結果の公表、必要な対策を講じること。
- ③④ 世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ③⑤ 府民公募型安心・安全整備事業は、地元業者の仕事確保、地域経済の振興に向け発展させること。また、次年度への繰り越しを抑え事業の円滑な執行をはかるため、技術職員の増員等土木事務所の体制を強化すること。

## 6. 憲法と地方自治法にもとづく府民主役の府政に転換を

- ① 関西広域連合は、廃止も含めた見直しの検討を行うこと。大企業・特定企業を優遇支援する「関西イノベーション」や「国家戦略総合特区」など、関西財界主導の運営や大企業の利益優先の事業展開を改めること。危険な原発の再稼働推進、カジノ誘致や地方自治破壊の「道州制」につながる検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。国出先機関の地方移管は、国の責任と役割をあいまいにするものであり、移管を求める取り組みをやめること。
- ② 京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、『納税緩和措置』を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する法人関係税などの「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- ③ 「武器輸出三原則」が廃止され、外国への武器輸出に踏み出していることは憲法9条に違反するものであり、ただちに撤回するよう求めること。核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。舞鶴港の軍事的利用拡大は認めず、平和の港として発展させること。米艦船等の入港に対し、非核証明書の提出を求めること。被爆健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- ④ 周辺住民に不安を与える自衛隊の実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。

- ⑤憲法改悪と侵略戦争を肯定するあらゆる動きに反対すること。憲法手帳（ポケット版）を発行し、憲法を守り、府民の暮らしのすみずみに生かすこと。府職員の自衛隊研修をやめること。
- ⑥府職員の異常な超勤とサービス残業の解消、メンタルヘルス対策の強化を進めること。府が雇用している非正規労働者の給与と労働条件を改善し、官製ワーキングプアを解消すること。
- ⑦「指定管理者の見直し」にあたっては、効率やコストだけを選択基準にするのではなく、施設の設置趣旨が生かされる選択を行い、労働条件の改善をすすめること。また、必要に応じ府直営に戻すことも検討すること。